

平成30年

1月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）1月12日（金） 14：30～15：00	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（12名）</p> <p>（敬称略） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆</p> <p>（議席順） 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>6 小林 修 10 飯阪 保</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第3号 農地使用貸借権の解約通知確認について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年1月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、出席者数の確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、6番、小林委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、本日の議事録署名人は13番辻林委員、1番西辻委員よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お送りしておりますところの委員会総会の通知表に基づいて議事を進めさせていただきます。</p>

1番、委員会議事日程につきましては、議案1号から第4号、報告第1号から第5号がございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号 番号1、伏屋町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は伏屋町四丁目で、地目は畑1筆、面積は、1,517平方メートルのうち持分6分の3、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳等において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.06キロメートル、徒歩で約1分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターを保有しており、農業従事日数はそれぞれ60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、近隣農地に影響がないよう営農するとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の横田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、申請者の双方に意思確認をいたしました。譲受人は申請地でジャガイモ、タマネギを栽培する予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関して意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

意見、質疑ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしとの声をいただきましたので、議案第1号、番号1につきましては、許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、黒石町の物件について説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は黒石町で、地目は田1筆、面積は、72平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書

記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.4キロメートル、徒歩で約5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕うん機を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地でミカン栽培を行う予定であることを確認いたしました、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、質疑ございませんですか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきました。議案第1号、番号2、黒石町の物件については、許可することといたします。

4ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、平井町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、平井町で、5筆、地目は畑、面積は合計1,739平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳を確認において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連担している区域内である農地であり、3種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場への転用であり、借り人は、申請地の隣接で雑種地である自

己所有地を運送業者に貸しており、その運送業者から事業拡大のための要望を受け、申請地を転用するものです。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は農地であり、周囲は今回申請地を事業に利用する運送会社の駐車場となっており、申請地を転用し影響がある農地及び水路等はないと認められる、貸し人及び借り人に確認したところ、申請内容どおり間違いはなく、許可後速やかに転用し地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんですか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号2、平井町の物件については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、6ページ、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画5件を別表のとおり定めるものとするを御審議賜ります。

議案第3号、番号1、浦田町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の丸嶋でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、浦田町で、地目は田、3筆、面積は合わせて2,266平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手両人に確認いたしました問題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議等ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきました。議案第3号、番号1、浦田町の物件については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号、番号2上代町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、上代町で、地目は田、1筆、面積は552平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の清水推進委員から受けました調査結果報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で野菜栽培をする予定であり、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、質疑を受け承ります。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきました。議案第3号、番号2、上代町の物件については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号3芦部町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件は、芦部町で、地目は畑、1筆、面積は813平方メートルのうち700平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手に確認いたしました。申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であり、問題はございませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第3号、番号3、芦部町の物件につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号4、5を同時に説明いただいて御審議を賜ることといたします。

黒石町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、4番、5番につきまして関連がございますので一括して説明させていただきます。

物件は、黒石町で、地目は田、3筆、面積は合わせて2,838平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に確認いたしましたが、申請地を貸すことに同意されています。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

意見、異議ございませんですか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきました。議案第3号、番号4、5につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、8ページ、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。

事務局	<p>議案第4号、番号1、池田下町、東阪本町の物件について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書9ページ、1番について、説明させていただきます。</p> <p>物件は、池田下町及び東阪本町で、地目は田9筆、畑3筆、面積は合わせて7,208平方メートルでございます。</p> <p>被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。</p> <p>相続税の納税猶予を受けるためには、対象農地を相続人が営農している必要があります、なおかつ相続開始年月日より10カ月以内に申告が必要になります、今回相続開始年月日が平成29年2月24日であり、申請日が平成29年12月18日ですので期限内の申告となります。</p> <p>地区担当、藤原推進委員と現地調査を行いましたところ、対象農地は野菜栽培、水稲栽培されておりました。</p> <p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>意見、異議等ございませんですか。</p>
14番	すみません。
会長	どうぞ。
14番	ここ、長男と書いてあるやろう、続柄な。今の時代に長男と書かへんのと違うの。
14番	何で長男にしているのか。
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>申しわけございません。申請書に長男と記載しておりましたので、そのまま長男という形で記載させていただいたものでございます。</p>
14番	間違いやな。
事務局	<p>続柄については、子というような形の続柄にさせて修正のほうをお願いしたいと思います。</p>
14番	やっぱりちゃんと見らんंना、自分らはよ。結構です。
会長	<p>それでは、議案第4号、番号1の案件につきましては、異議なしと認め、承認することといたします。</p>
	<p>続きまして、10ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況2件については別表のとおり確認するものとする。</p>
	11ページを参照ください。



事務局	<p>12ページ、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告する。</p> <p>13ページを御参照ください。</p> <p>14ページ、報告第3号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものとする。</p> <p>15ページを御参照ください。</p> <p>16ページ、報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用1件を専決により受理したので、報告する。</p> <p>17ページを御参照ください。</p> <p>18ページ、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件を専決により受理したので、報告する。</p> <p>19ページを御参照ください。</p> <p>以上で、予定された審議を全て終了いたしました。</p> <p>報告事項について、事務局からお願いいたします。</p> <p>事務局の西川でございます。</p> <p>平成29年12月知事許可案件、4条許可、春木町の駐車場案件、寺門町の自己駐車場案件。また、5条許可、久井町の農家用住宅案件、観音寺町の一般住宅案件、観音寺町と寺門町の駐車場案件につきましては、全て許可されました。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>報告御苦労さまでございました。</p>

	<p style="text-align: center;">閉会時間15時00分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>委員</p>
--	--